

裁判所めぐり

福

島

地方
家庭

裁判所



【福島地家裁本庁庁舎】

◇ ～ほんとの空がある～うつくしま 「ふくしま」

福島県は、東北地方の最南端に位置し、北海道、岩手県に次いで全国第3位の面積を有しています。南北に並行して走る奥羽山脈と阿武隈高地によって、大きく「浜通り」、「中通り」、「会津」の三地方に分けられ、同じ福島県でも、それぞれ独自の風土、文化を形成してきました。

高村智恵子が言った「ほんとの空」だけでなく、多くの名所・旧跡がある福島県について、季節の移り変わりにあわせて、ほんの少しだけご紹介しましょう。

春 ～まさに桃源郷【花見山公園】

日本を代表する写真家の故秋山庄太郎

氏が「福島に桃源郷あり」と毎年訪れ、こよなく愛した場所です。福島市の市街地から4,5kmのところであり、梅、ハナモモ、桜、レンギョウ、ボケ、モクレンなど様々な花が咲き競います。花木の生産農家の方が、「きれいな花を見てもらい心が安らげば」と長い年月をかけて作り上げ、無料で公開している公園です。今では、そのすばらしさが全国に知れ渡り、年間20万人を超える人々が訪れます。

夏 ～勇壮華麗な戦国時代絵巻【相馬野馬追】

毎年7月に南相馬市を中心とする旧相馬藩領あげて開催される伝統行事で、国の重要無形文化財に指定されています。その由来は、



【花見山】



【野馬追】



【大内宿】



【五色沼】

一千年以上の昔、相馬家の始祖「平小次郎将門」が、野馬を敵兵に見立てて追う軍事訓練を行ったことに端を発すると伝えられており、3日間にわたる祭りでは、甲冑に身を固め、背に先祖伝来の旗指物をつけた500余騎の騎馬武者による武者行列、甲冑競馬、神旗争奪戦などが行われます。草いきれに満ちた夏の野原を疾走する様子は、まさに戦国時代絵巻そのものです。

秋 ～自然のいたずら・色彩の湖沼群【裏磐梯】

裏磐梯は、明治21年7月、「宝の山よ」と民謡にも唄われた磐梯山の大噴火によって誕生した桧原湖、小野川湖、五色沼湖沼群など300あまりの湖沼群を中心とし、多くの

野鳥の生息地としても知られるエリアで、磐梯朝日国立公園の一部でもあります。特に、火山活動によって生まれた毘沙門沼、弁天沼、るり沼、みどろ沼などの五色沼湖沼群は、水に含まれる成分の違いによりコバルトブルーやエメラルドグリーンなど、それぞれ特有の色を持ち、また、季節や気候によっても趣を異にします。これらの沼を巡ることができるように遊歩道が整備され、いつも多くの人々にぎわっています。

冬 ～歴史の小さな忘れ物【大内宿】

南会津の山間に広がる、まるで時代劇のオープンセットのような宿場の風景。大内宿は、江戸時代まで日光今市から会津若松に通じる会津西街道の宿場町として栄えていまし



【郡山支部裁判員裁判法廷】

【模擬評議】



た。しかし、明治以降の道路開発から取り残され、それが結果的に町並みをそのまま残すことになりました。昭和56年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、現在では、かやぶき屋根が立ち並び小川が流れる懐かしい日本の原風景を求めてやって来る人々によって、往時の宿場町のにぎわいが再現されているようです。

◇ 福島裁判所

福島市に福島地方・家庭裁判所本庁及び福島簡易裁判所があるほか、相馬市、郡山市、白河市、会津若松市及びいわき市にそれぞれ支部と簡易裁判所が、棚倉町、南会津町及び富岡町にそれぞれ簡易裁判所があります（棚倉町及び南会津町には家裁出張所もあります）。

また、郡山支部は、東北地方で唯一、裁判員裁判が行われる支部です。福島地方裁判所本庁と相馬支部の管轄区域にお住まいの皆さんは本庁にお越しいただき、そのほかの地域にお住まいの皆さんは、郡山支部にお越しいただくことになります。

◇ 裁判員制度をもっと知っていただくために

いよいよ裁判員制度がスタートします。

福島地方・家庭裁判所では、これまで、皆さんに裁判員制度をよりよく理解していただくため、県内各地で説明会や出張講義などを行ってきました。

また、例年5月に行っている「憲法週間」行事として、昨年は、県内すべての裁判所で裁判員制度広報用映画の上映会を開催し、制度へのご理解をお願いするとともに、不安や期待、ご要望など、皆さんの生の声を伺いました。

さらに昨年10月の「法の日週間」行事においては、裁判員裁判の評議の雰囲気を実際に体験していただくため、県内4か所の裁判所で模擬評議を開催しました。本庁では、日中時間の取りにくい方々にも参加していただくために夕方からの企画としました。参加した方々からは、「ほかの人の考えを聞いて、自分では気づかなかったところに気がつき、考えが広がった。」「評議を通じて、人と話



をすることがいかに大切であるかということが分かった。」など、多くの感想をいただきました。

そのほか、毎年恒例の「夏休み子ども見学会」を「夏休み親子体験学習会」にバージョンアップし、子供たちだけでなく、裁判員に選ばれるかもしれない保護者の方々にも一緒に模擬裁判を体験していただきました。

昨年11月に設置された裁判員候補者専用コールセンターには、全国の皆さんからお問い合わせやご意見などが多数寄せられました。裁判員制度実施後においても、これらの皆さんの声を活かし、この制度が国民の皆さんの信頼を得て定着することを目指して、引き続き法廷傍聴や説明会などを実施してまいります。

◇ 皆さんに安心して裁判員裁判に参加していただくために

裁判員裁判が始まると、裁判員候補者として、多くの方々に裁判所にお越しいただくこととなります。ほとんどの裁判員候補者の方は、裁判所の中に入ったことすらなく、未

知の経験に不安や緊張を感じられることと思います。そこで、裁判員候補者としてお越しいただいた方々をきちんとお迎えできるように、職員に対するプレゼンテーションや接遇の研修を行ってきました。お越しいただいた方々や電話をされた方々に適切に対応し、分かりやすくご説明することが、皆さんに安心して参加していただく第一歩と考えたからです。

また、職員が分担して県内の様々な企業、団体などを訪問し、裁判員制度の説明、業種や規模で異なってくる辞退事由の調査も行いました。そして、休暇制度の創設など、従業員の方が裁判員に選ばれたときに参加しやすい環境を作っていただけるようお願いしています。

2,3か月後には、昨年裁判員候補者名簿に記載された方の中から、実際に裁判所にお越しいただくこととなります。その日までできる限りの準備を重ね、万全の態勢でお迎えしたいと考えています。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

【親子体験学習会】



【接遇研修の様様】